くい打ち工事のデータ偽装問題に関する意見書

横浜市内のマンションの傾斜に端を発したくい打ち工事のデータ偽装問題で、旭化成建 材株式会社は、11月24日、過去約10年間に請け負った全物件のうち、360件の工 事でくい打ちデータの偽装が確認され、現場管理者の3割を超える61人がこの問題に関 与していたことを明らかにし、国土交通省へ報告した。

この問題については、くい工事業者の団体である一般財団法人コンクリートパイル建設 技術協会が11月27日、新たに会員企業6社で計22件のデータに不正があったことを 国土交通省に報告するなど、建設業界全体へと拡大している。

川崎市内でも、市営住宅など3件の公共施設のほか、11件の民間建物でくい打ち工事 データの偽装が報告され、市民の安心・安全が脅かされている。

平成17年に発覚した構造計算書偽装事件においては、設計段階のチェック体制は強化されたものの、元請から下請、さらに二次下請と外注を重ねる業界体質までにはチェックが行き届きにくく、工事自体の監視態勢が抜本的に改められることはなかった。

国土交通省では、有識者委員会を設置し、具体的な再発防止策を検討しており、年内に中間報告書を取りまとめる予定としているが、重層的な下請などの構造的な問題を含め、建設業界全体で更に徹底した実態調査を行い、効果的な対応策を講じていかなければ、国民の不安を払拭し、安全への信頼を取り戻すことはできない。

何より必要なことは、地方自治体のみならず、国が徹底した調査を行い、問題の構造を明らかにすることである。

よって、国におかれては、調査結果を踏まえ、偽装の要因や偽装とマンションの傾斜との因果関係などの徹底的な分析を行うとともに、チェック機能を強化するための関係法令の見直しを行うなど、再発防止のための徹底した対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣宛て総務大臣国土交通大臣